

議 事 日 程 (4)

平成26年3月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第1号 競艇収益まちづくり基金条例の制定について
- 第2 議案第2号 芦屋町福祉行政基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第3 議案第3号 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の制定について
- 第4 議案第4号 芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第5号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第6号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第7号 芦屋町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第8号 芦屋町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第9号 芦屋町洞山整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第10号 芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第12号 芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第14号 芦屋町社会教育委員設置条例及び芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第15号 平成25年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)
- 第16 議案第16号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第17 議案第17号 平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第18 議案第18号 平成25年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第2号)
- 第19 議案第19号 平成25年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号)

- 第20 議案第20号 平成25年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第21号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第22号 平成25年度芦屋町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第23号 平成25年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第24号 平成26年度芦屋町一般会計予算
- 第25 議案第25号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第26号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第27号 平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第31 議案第31号 平成26年度芦屋町病院事業会計予算
- 第32 議案第32号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第33 議案第33号 町道の路線廃止について
- 第34 議案第34号 町道の路線認定について
- 第35 議案第35号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定について
- 第36 発議第1号 要支援者への保険給付の継続を求める意見書について
- 第37 議会改革特別委員会報告について
- 第38 同意第1号 副町長の選任同意について
- 第39 同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第40 議案第36号 芦屋町男女共同参画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41 議案第37号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 発委第1号 芦屋町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第43 発委第2号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第44 発委第3号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 特別委員会の設置を求める動議について

【 出席議員 】（13名）

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男

5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。会議に入る前に、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。平成26年芦屋町議会第1回定例会の議事日程前に、競艇事業局の人事についてご報告をさせていただきます。

現在、私は全国施行者協議会の会長並びに日本財団評議員など、ボートレース業界で多くの役職につかさせていただいております。これらの職務につきましては、来年の5月までの任期となっております。

その調整に携わっておられるのが仲山モーターボート事業管理者であります。その任期は平成26年3月31日までとなっております。今後ともその役職を務めていくためには、ボートレース業界における各種団体との調整役として仲山事業管理者が欠かせないものでありますから、4月以降も引続きモーターボート事業管理者に任命することとしております。

また、競艇事業局、大長光次長は平成26年3月31日をもって定年を迎えますが、任命権者であるモーターボート事業管理者から、芦屋町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定に基づいて、1年間の定年延長について報告を受け、これを承認したところでございます。

当人は、競艇事業局次長として管理課長を兼ねるとともに、事業課を含む競艇事業局全体の統括的な役割を担っており、競艇事業からの一般会計への繰り入れが可能となるなど競艇事業の収益改善に大きく貢献してまいりました。

今後の競艇事業を安定的に継続させるためにも、次長職として組織をまとめ、かつ組織の活性化に取り組む必要があることから、1年間の定年延長を行うものでございます。

以上のことは特別な事情によるものであり、競艇事業の円滑な運営を推進する上で必要な措置であると考えております。つきましては、議員各位のご理解とご協力を賜りたく、ここにご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから会議を始めます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第1号から日程第36、発議第1号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。報告第1号、平成26年3月19日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 議案第1号、満場一致により可決。
 - 議案第2号、満場一致により可決。
 - 議案第7号、満場一致により可決。
 - 議案第8号、満場一致により可決。
 - 議案第13号、満場一致により可決。
 - 議案第15号、満場一致により可決。
 - 議案第21号、賛成多数により可決。
 - 議案第23号、満場一致により可決。
 - 議案第24号、賛成多数により可決。
 - 議案第30号、賛成多数により可決。
 - 議案第32号、賛成多数により可決。
 - 議案第33号、満場一致により可決。
 - 議案第34号、満場一致により可決。
 - 議案第35号、賛成多数により可決。
- 以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告第2号、平成26年3月19日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

- 議案第3号、賛成多数により原案可決。
- 議案第4号、満場一致により原案可決。
- 議案第5号、満場一致により原案可決。
- 議案第6号、満場一致により原案可決。
- 議案第9号、満場一致により原案可決。
- 議案第10号、満場一致により原案可決。
- 議案第11号、賛成多数により原案可決。
- 議案第12号、賛成多数により原案可決。
- 議案第14号、満場一致により原案可決。
- 議案第15号、満場一致により原案可決。
- 議案第16号、満場一致により原案可決。
- 議案第17号、満場一致により原案可決。
- 議案第18号、満場一致により原案可決。
- 議案第19号、満場一致により原案可決。
- 議案第20号、満場一致により原案可決。
- 議案第22号、満場一致により原案可決。
- 議案第24号、賛成多数により原案可決。

議案第25号、満場一致により原案可決。
議案第26号、賛成多数により原案可決。
議案第27号、満場一致により原案可決。
議案第28号、賛成多数により原案可決。
議案第29号、満場一致により原案可決。
議案第31号、賛成多数により原案可決。

発議第1号につきましては、お手元の資料のとおり、発議第1号については次のとおり修正する。本文15行目中「保険給付を引続き継続するよう強く要望します」を「保険給付については慎重に審議することを求めます」に改めるということで、一部修正により、満場一致で可決でございます。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....
平成26年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。
.....

平成26年3月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「保健、健康及び国民健康保険に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、

「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....
平成 26 年 3 月 19 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....
平成 26 年 3 月 19 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....
○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第1号から日程第36、発議第1号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第3号地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の制定について、及び議案第35号地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定についてに反対する討論を行います。

この議案は、芦屋中央病院の経営形態を今の地方公営企業一部適用から地方独立行政法人非公務員型に変更し、その定款を定め、法に基づく評価委員会を設置しようとするものであります。

そもそも、芦屋中央病院の独立行政法人化は経営の効率化が優先され、公的医療機関の果たすべき役割を後退させ、職員体制の弱体化や良好なチーム医療に悪影響を与える可能性があります。

また、労働条件の悪化と医療の安全確保の後退を招くおそれがあり、議会の関与を大幅に弱め、運営への住民参加の幅を狭めるなど多くの重大な問題があります。

第一に、公立病院でこそなし得る医療の役割を後退させてしまう可能性があるということです。民間医療機関では困難な採算性の薄い政策医療が独法化によって経営の効率化が追求され、これらの医療分野が後退される可能性が高まること否めません。また、災害時への備えや災害時の対応に経済面から踏襲し判断を誤り、適切な役割が十分果たせなくなる可能性も指摘しなければなりません。

第二に、住民サービスや医療の安全性の確保の低下を招くおそれがあるということです。

この間、独法化によって経営の独立性と自由化が高まり、職員の雇用体系の柔軟化、成績主義賃金の導入などが図られるなど等論議されました。これは、独法化による経営の効率化の追求によって支出の抑制、特に固定経費の多くを占める人件費の抑制に焦点が当てられ職員の非常勤化、外部委託化を進めることとなります。また、成績主義賃金の導入などは医師同士の信頼関係を損ね、さまざまなスタッフによる良好なチーム医療に悪影響を与えかねません。したがって、こういう方向は医療の安全性確保を後退させるおそれがあり極めて重大です。

第三は、独法化によって議会の関与や住民参加の仕組みが大きく後退することです。

独法化されれば町議会での予算の議決や予算の承認が不要となります。議会は数年ごとの中期目標、中期計画の策定にかかわるだけになってしまいます。住民の代表である町議会議員の関与の後退は、町立病院としての役割を維持・向上させていく上で極めて重大です。さらに、住民監査請求の対象から除外されてしまうなど地方自治法に定められた住民参加の形態が弱体化されることも見過ごせません。

一方で、評価委員会が設置されますが、その構成は6人の有識者で、その役割は主には経営効率の側面からチェックされるというものであり、十分なものではありません。

以上のことから、議案に反対いたします。

次に、議案第11号、12号、13号について反対討論を行います。

これらの議案は、4月から5%から8%に値上げされることから、消費税分が公共施設などの料金に転嫁されるという内容になっています。

これらの議案に反対する第一は、日本共産党は消費税の増税に反対をしています。その理由としては、政府は消費税増税を社会保障のためと言っていますが、消費税は所得の少ない人ほど負担の重いものであり、社会保障の財源には最も適さない税であるからです。また、税の大原則である応能負担の原則に反する税制でもありません。また、今回の増税は、1997年をピークに国民の年収が70万円も減っている中での引き上げであり、8兆円も国民から所得が奪われ、暮らしも経済も財政も大きな影響を受けることとなります。8%に増税することによって、芦屋町民の暮らしはさらに厳しくなります。その上、安倍政権は来年には税率を10%にしようとしています。このような暴挙は住民の生活を破壊することは明らかです。

第二の理由は、議案第11号、12号は、一般会計に属する各種施設の使用料や料金は、徴収しても納税する必要がないということです。消費税を3%分引き上げをしても、納税するものと納税しないものがあるということです。

議案第11号は芦屋町海浜公園レジャープールの設置及び管理運営に関する条例、12号の芦屋町都市公園設置及び管理条例、これらについては納税の必要のないものです。納税の必要のない分まで町が引き上げ、町民の負担をふやすことは納得できません。負担する住民の生活を考えたときに、政策的判断として消費税増税を反映しないという選択を行うことが求められます。

議案第13号芦屋町下水道条例の一部を改正する条例については、公営企業会計ですので納税は求められますが、消費税増税により町民負担は996万円の負担となります。住民生活をさらに悪化させることがあってはなりません。公営企業会計の経営努力により住民負担を抑えることが必要です。福祉減免の実施など負担軽減対策を行うことが必要です。以上のことから反対をいたします。

次に、議案第24号平成26年度芦屋町一般会計予算に反対する反対討論を行います。

乳幼児子ども医療の拡充や教育環境の整備、自然エネルギーの活用、循環型社会の推進、海岸などの保全を初めとする環境整備、成人用肺炎球菌を初めとする定期予防接種の拡充などは大いに評価するものです。

しかしながら一般質問でも指摘したように、際限のないアウトソーシングを進めることを前提としているという問題です。

4月より緑ヶ丘保育所と子育て支援センターたんぼぼが指定管理者制度により民営化され、公立保育所はゼロとなります。施政方針では集中改革プラン第2ステージに基づく行財政改革を確実に進め効率化を図るとして、さらにアウトソーシングが進むことが懸念されます。

また、町税滞納者や住宅使用料、保育料などの徴収率向上に向けた取り組みを強化することが上げられていますが、税等の納税滞納にはさまざまな理由があります。各地の自治体で人権無視、生活破壊につながる厳しい取り立てが横行している現状があります。行き過ぎた取り立てはすべきではないことを求めます。

以上のことからこの議案に反対いたします。

議案第26号平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、年齢によって医療内容を変化させる差別医療制度です。国民は年齢に関係なく平等に医療を受けることは、憲法に明記されている生存権の保障です。また、保険料の見直しは2年ごとに行われ、医療費がふえれば保険料が引き上げられるという形になっています。医療を平等に受けられない、命を守るた

めの医療制度を逸脱した医療制度です。一日も早い制度廃止を求めるものです。

以上、議案第26号の反対討論といたします。

議案第28号平成26年度芦屋町給食センター特別会計予算に対する反対討論を行います。

平成26年度予算では、学校給食費を郡内4町で統一して月額300円値上げするとの提案が行われました。これにより、芦屋町で年間430万円の保護者の負担がふえることとなります。しかしながら、水巻町では保護者負担を軽減するために町が200円の補助を行い100円の値上げにとどめる方向です。芦屋町では年間430万円の一般会計の繰り入れをすれば値上げをする必要はありません。町の総予算からすれば微々たる金額でしかありません。少し予算を見直せば補充できる金額です。教育日本一を標榜するのであれば、教育環境の充実を図るべきです。再考を求めます。

また、給食センター建設のための関連予算が上がっています。私は一般質問でも言いましたように、給食センターの建てかえについては、安心安全な給食を提供するというので積極的に賛成するものです。

しかしながら、だからといって法令を逸脱することを見逃すことはできません。自治体は何よりも法令を遵守すべきです。近年、企業社会においても、企業の社会的責任やコンプライアンスが強調されていますが、労働法規の遵守はその重要な柱です。自治体は民間企業以上に法令遵守の姿勢が求められます。ですから、偽装請負が許されないことは当然のことです。芦屋町がコンプライアンスを守らないのであれば町民は町を信頼しなくなり、町民が町に対するコンプライアンスを守らなくなると考えます。

以上のことから、反対をいたします。

最後に、議案第31号平成26年度芦屋町病院事業会計予算に対する討論を行います。

平成26年度予算には新病院建設に関する委託料が含まれていますが、私は芦屋町の地域医療を将来的に守り発展させる上において、新病院建設については賛成するものです。

しかし、独立行政法人化については議案第3号、35号の反対討論で述べたように反対です。第31号予算では、地方独立行政法人化支援業務委託費が1,082万円計上されておりますので反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかに。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。まず第一に、議案第3号地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例及び議案第35号地方独立行政法人芦屋中央病院定款の制定に反対いたします。

今、川上議員が述べられましたので少し省略いたしますが、この総務省が出しました公立病院改革ガイドラインを平成19年12月に策定して、その中での改革としては3つの限定に立って一体的、総合的に推進する必要があるというふうに述べておりますが、その3点というのは、経営の効率化そして再編・ネットワーク、3点目が経営形態の見直しと書いていたはずですが、

ところが芦屋町は、まず初めに地方独立行政法人ありきという、そういう目的で

経営形態の見直しだけを進めてきた嫌いがあるのではないかというふうに思わざるを得ません。やはり、現状の芦屋中央病院の今の経営の問題や町民のニーズはどうかと、そういうことをまず話し合いをやり、そしてそのための病院の先生が必要であるというような、そういうような医師の確保の有効な手段としてネットワーク化ではないかと考えるわけですが、そのように町立病院を取り巻く医療環境の実情を十分に踏まえた中で検討した、そして国が示す改革ラインをプランを芦屋町が平成20年度ぐらいに策定されてそれを議会や町民の皆様方に進める中で、この経営形態の見直しを進めていかざるを得ないんだというようなことがなくして、もう経営形態を検討し、独立行政法人化というふうに進んできた嫌いがあるので、私はこのような形で進められていくような病院経営形態について非常に疑問を感じております。

そういう意味で、この条例及び定款に対し反対し、また予算案についても反対したいと思います。

2点目は、議案第21号平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算並びに第30号平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算に反対します。

振り返れば平成24年の9月議会に突如としてボートピア勝山の無償譲渡契約が発表されて、そして芦屋町はその年の9月30日に所有権移転の登記を行い、ボートピア勝山を無償で譲り受け、現在、土地建物を維持管理して運営しています。

その中であって、平成24年9月議会では、無償譲渡契約書の開示を求めましたが町は不開示、今もって不開示。そこで私は、町は議員に契約内容を見せずして賛成、反対の、補正予算の意思表示を求めるなど無責任であると、議会軽視も甚だしいという理由で補正予算に反対いたしました。

今、地主たちは現在、勝山の周辺の地主は現在民事訴訟を起こしている関係で、町が裁判所に提出した契約書を私は入手していますが、その内容たるやずさんきわまりないものであり、契約後に問題が発生することが予想される内容である。現に地主から土地の返還請求の裁判が行われており、まさに負担つき寄附または負担つき贈与であったのではないかと。であるならば、当然、地方自治法96条において、また芦屋町モーターボート競走事業条例に基づき、その無償譲渡契約書は無効であるというふうに判断しております。

私も弁護士等にも相談をいたしておりますが、これを行政訴訟として起こされたら、町民であれ誰であれ起こされたら、私はこの96条違反であるということの判決が出るだろうと思っています。そして、いずれにしてもいまだ開示をしないということに対して、まさに密約ではなかったのかということも議員の中からも指摘されているわけです。

それで、平成24年9月に補正予算を可決したことから、同年10月3日付で数人の地主から町と全議員宛てに賃貸借契約を破棄する、30日以内にもとの水田に復旧した上で土地を返還することという内容の手紙が送られてきましたが、町の対応のなさにしびれを切らされたんでしょうか、地主は町は土地600坪を不法に占拠しているとして、土地の返還請求を求めて、平成24年11月15日に福岡地裁小倉支部に民事訴訟をしています。判決は今月の26日と聞いています。

私は、契約書をいまだ開示しない行為は情報公開の趣旨に反するものであり、秘密にするは議会軽視ひいては町民の知る権利を奪う行為である、町は地主と新たな賃貸借契約を交わさず、現在不法占拠のまま利益を得ているのですから、公営企

業として不適切な行為であり企業倫理に反するもの、町はビーケーとの無償譲渡契約を破棄し、新たな契約書を双方が作成し、そして地方自治法96条及びモーターボート競走事業条例に基づいて芦屋町議会に議決を受けるべきです。その後、今回の周辺地域の予算50万円を提案すべきだと思います。ぜひ、こういう形でやっていただければ、私はこの地域周辺の地域、私は2回行きました。中原地区に行きましたけど、一番迷惑をかけているところですから、50万円というのは当然だと思います。なぜ今まで菩提区と飛松区1区だけだったのか、それだけが私不思議ではありませんが、中原地区にも50万円はやっぱり予算組んでいいと思いますが、こういうように、新たに無償譲渡契約を交わすために議会に諮るということが大事だと思います。

そういう意味で、私、議会議員として、自治体の行政事務に対する監査権と調査権という行政監視権があるんですから議員さんは、そのような違法性のある無償譲渡契約のもと、今回の周辺地域の予算50万円が提案されていることに対し、私は行政のチェック機能を果たすためにも反対せざるを得ません。

次に行きます。次は議案第24号平成26年度芦屋町一般会計予算、関連しますので、議案第31号平成26年度芦屋町病院事業会計予算、第32号平成26年度芦屋町公共下水道会計予算の中の新病院建設に関する基本実施設計、債務負担行為、新病院建設に伴う外周道路工事实施設計委託、新病院建設に伴う雨水管渠実施設計委託、同じく汚水支線実施設計委託、それに地方独立行政法人化支援業務委託、人事給与制度及び人事老課制度構築支援業務委託、これについて反対いたします。

一般質問でも二度ほどやっておりますが簡略に言いますと、住民説明会をやって本当にすばらしいこういう報告集が、説明会の報告集があるわけですけど、これをもう一度住民の皆様に戻して、そして住民の声をもう一度聞きながらここに書かれてある町の姿勢を説明しながら、そしてこれを理解を深めて町民の合意形成を図る努力をしていただきたいと。

ところが町の答弁は、もう2回住民説明会をやっている、2回目は二十数カ所、四百数十名の方に説明しているのであるから、もうそれ以上する必要はない、議員の皆様には報告すればいいではないかという答弁でしたが、そこに執行部の考え方と住民のその常識といいましょうか、それがいかに乖離してるといえるか、そういうふうな町民の意向が物すごくあるわけですよ。自分たちが住民説明会に参加してその結果は結局どうなったのと、そういうことを返す必要があるというふうに思いましたが、もうする必要はないということでしたので、これについては非常に危機感があります。もう町民の皆様に対して議員としてやはり、ぜひこういう声は上げていただきたいということですから。

それともう一つは、過疎債の期限が平成32年までに5年間延長されたのですから、再度検証する期間は十分にあるわけです。このことをせずしてやれば、まさに見切り発車、非常に危険性を感じております。そしてこのような形で町民の賛同を得ないような病院ができたときに、芦屋町の財政破綻につながるおそれがあるのではないかと、町民あつての病院、町民にきめ細かな説明をすべきであると、町民の理解を求める作業が必要ではないかと、そういうことで町民のそういう不信感に対してこたえて、納得していただけるような努力をやっぱりやっていただきたいなというふうな思いです。それで、私は、せっかくこの住民説明会報告集が宝の持ち腐れではなかったかということでも残念でなりません。

それともう一つは、町民の願いは、院内薬局にしてほしいという強い願いがあり

ます。確かにメリット・デメリットあるでしょうけれど、その院内の薬局にしてほしいという願いが強いということでありますが、やはり院外の薬局を進めていこうというお考えでありますから、私はこれについて全体的な総体的なことを考えながら、この問題については反対いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。私は、議案第19号平成25年度給食センター特別会計補正予算について、反対の討論をさせていただきます。

初日の質疑の折に、給食搬送業者への委託金が100万ちょっと減額補正されている件について質問しました。執行部の答弁は納得いくようなものではありませんでした。受託業者が示した金額だということですが、これは去年3月8日に行われた三者による指名競争入札による結果であります。芦屋町の学校給食を子どもたちに安心して安全のかけ声のもとに調理された給食を、安心安全かつスピーディーに配膳するために、随意契約という事業者にとっては安心して安全な契約体制や管理のもとに、30年以上も一度も事故もなく交通事故もなく遅配もなく、安心安全に届けてきたのは、そういう意味のある契約のもとにあるわけです。

入札にはほかに2者呼ばれていました。芦屋町は何もゆかりもないところです。運送屋は運送屋でも、給食搬送とは畑違いの長距離や大型トラックの事業者です。また入札当時、仕様書に該当する清潔に管理されている学校給食用の業務搬送車両はどちらも所有していません。もし落札できたらそのときになったら考えようということでしょうが、もともとの契約金額は567万円、これまで何度も何度も役場の値下げ要求に協力してきました。燃料の軽油は倍近くになり、山鹿小学校への配送は花美坂の影響でふえました。給食はご承知のとおり毎日献立が違ふし、きのうより1品多いときもある、これは皿がふえるということです。1往復で済むこともあれば二、三回往復のときもあります。また不測の事態がたびたび起こります。各学校にいる配膳係が食器をひっくり返したり、コンテナが倒れたり、そういうときはベテラン配送員が臨機応変に対処していることを現場は知っています。この金額の中にタイヤなどの消耗品、車検、税金などの諸費用やガソリン代そして人件費、これは1人ではありません。登録は2人です。急病などで1人が出られなくても対応できるように役場の指示です。そして、これは2週間ごとに大腸菌検査をやっているという登録者という限定です。これはいざというときに誰でもかれでも運べない事情があります。これが果たして高い金額と言えるのでしょうか。競争入札しなきゃならない金額なんのでしょうか。ここにいる皆さんの給料より安い金額です。一体幾らなら皆さんが考える妥当な金額なんのでしょうか。

入札当日、私は後学のため会場へ出向きました。わずかな金額にブローカーというんでしょうか、取り仕切ろうとするなれなれしく私に話しかけてくる暑苦しいおやじが来てました。来てた1者の顧問とか名乗ってましたが、名刺もなく、委任状もないということで、入札会場から担当係によりつまみ出されました。こんな金額でこのありさまだから、給食センターや太陽光パネル、病院などの大型入札が控えています、これは大変だろうなと、今回の特殊警備員の予算措置は妥当だと思います。

そんな騒然とした中での入札は従来の業者をとことん苦しめました。何せ初めて

の経験です。焦りに焦り、とりたい一心での暴挙となりました。入札の結果は皆さんご承知のとおり462万、こういう入札には最低金額というものがないそうです。これで一体何が起こったか、そして誰が得をしたか、100万円コストカットができたことで誰かの評価が上がるのか、果たしてこれが町益と言えるのでしょうか。

配送員の給料は月5万下がって18万になりました。芦屋で生まれ芦屋で学び芦屋の給食を食べて育ち、芦屋に恩返しのためにも働くといつも言っています。このおじさんは一度も仕事に穴をあけたこともなく、風邪にも気をつけ体調管理も万全にし、子どもたちや先生のために1,500食の給食を運んでいます。この方は地域や商工会の活動や町のイベントに率先して手伝い協力してくれます。また町内で食事したり親子で町内のスーパーで買い物したりとよく見かけます。ガソリンも町内で入れてます。彼は言っています。今はいろんなことで節約せなならん、ガソリンも高須まで行かないかん、ルミにエールも送らんないけないと言います。私はあなたにエールを送りたいと返します。

金額の高い低いで争うだけでなく、そういう評価も加味しなければならないと、こういった特殊な分野では何かしらの意味があるから古くから随意契約でやってきたと思います。

金額の安い安いの一辺倒の今の競争入札制度にはいろいろな問題があると思います。例えば給食センターの調理を受けているところ、今年度かわったじゃないですか。異物混入などが相次ぎ、契約満了せずに解除しました。大阪の業者でした。入札で安かったからということで地場の大手を締め出した結果、さまざまな事故やコミュニケーション不足やささいなトラブルを生みました。この業者はつい最近、広島为学校給食でノロウイルスを発生させ、大事な事態になっています。

また、指定管理者がかわっても働いている人はそのまま引き継ぎます。それは経験者にやってもらったほうがいい、しかし前のところより安く受けた以上、賃金が増えることはまずないと、変わらないか下がるかであります。国民宿舎や給食センター、競艇場のレストランなど働いている人たちの愚痴をよく聞かされます。そんな実情を皆さんに知ってもらいたいです。そして共通することは、人が続かない、すぐにやめる、募集しても集まらない、それはきつくて安い、賃金が働きに対して見合わないからです。

そして来年、27年度から給食センターが競艇場へ新設されます。これは運送屋さんにとって業務量がふえるということです。今、芦小にはコンテナの移動だけで済みます。車両搬送はやっていません。しかし移設後は4校に車両搬送をやらなければならない、当然この金額では難しくなると思います。安心安全かつスピーディーに各学校へ届けなければならない、せっかくのみそ汁が冷めたらいけない、保温器やコンテナなどの見直し、配送車両が2台必要になるかもしれません。そして重要なことは、配送員が続かずやめられたら大変なことになります。業者がかわり時給800円で雇い、月2回、検便までとられ、きょうは体調が悪いので休みます、はい、もうやめます、こんなことがあっては誰が一番困るのでしょうか。もう多くは言いません。想定内と受けとめていただきたいと思います。

ということで、いろいろな見直しなど考慮していただきたいと思い、まずはこの補正予算には反対します。

それと、議案第30号平成26年度一般会計予算については、賛成ではありますが、新年度の目玉政策の一つである定住促進のための老朽危険家屋等解体補助金な

どの概要について所管課から説明がありました。その中で、解体業者は町内外問わないということでしたが、これは町の事業者育成のために町内の業者に限ると、限定にしてほしいと思います。

先日、総務財政委員会で空き家対策や定住促進での先進地、石川県小松市と能美市に視察に行ってきました。どちらもさまざまな助成金制度がありましたが、共通していたものにどれも市内の事業者限定でした。お隣の北九州市でも空き家解体や住宅リフォーム助成にいち早く取り組んでいます。それらの助成を受けるに当たって、施主から市外業者だと外されるケースがあったと町内の事業者から聞いております。町内では仕事が少ないので精力的に町外へ営業してもこのような目に遭う、よその自治体はそういった面では徹底しています。これは長引く不況に耐え忍んでいる芦屋町商工会の工業部会からの切なる要望です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

議案第24号平成26年度一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、教育関係についてでございますが、教育は人格の形成の上からも家庭教育、学校教育、社会教育と欠くことのできない課題だと思っております。その意味において、学力向上のための事業が予算化されていること、学力日本一を目指し、芦屋の子は芦屋で育てることをモットーとしていることのあらわれだと思っております。

1つとして、小中学校情報機器の導入、2番目に、熱中症対策事業では全クラス、芦屋町には42学級ありますが、全クラスに扇風機2台を設置をする予算化です。また医療費については、乳幼児子ども医療費の支給対象を12歳まで拡大と、それに学童クラブの6年生までの拡大等は、子育て真っ最中のご家庭にとっては朗報中の朗報でしょう。自分のことのようにうれしく思っております。

また、この学童クラブにつきましては、社会情勢の厳しい中、兄弟の一人は家で過ごして一人は学童クラブ、本当に心配でたまりませんというご相談を随分前に伺ったことがあります。そういったことから見ましても、今回、6年生までの拡大というのは大変働く両親にとってはありがたいことかなと思っております。

それから、4月の消費税率アップに伴う負担軽減策としては、これは逆進性のことが考えられるために支給されるものでございますが、これは社会保障制度改革国民会議の中で、社会保障制度に使うというこれは決定がなされております。その負担軽減策として支給される低所得者向けの臨時福祉給付金や子育て所帯向けの臨時特例給付金に係る事業等が予算計上されております。これは、裏を返せば、定住化対策にもつながるのではないかと私は思っております。

以前も取り上げたことがあります。他県の例を引いてお話ししたことが一般質問の中でございます。それは、やはり芦屋町のように芦屋の子は芦屋で育てるということをモットーにしてやっていた行政があるわけです。そのことがお母さん方、両親に浸透して行って、子どもたちに常々、あなたたちは町行政また町民の皆さんから育てられてるんだと聞かされていたようです。その青年は、大きくなったら自分のできることで恩返しをしようということで地元に戻られたそうです。芦屋町においては企業があるわけではございませんので、就職というのは大変厳しいかとは思いますが、そういった意識の改革というものは大事なものだと思っております。

今回の一般質問の中で、教育長が一生徒の例として、私たちは見守られているような気がしますとの旨の答弁がございましたが、まさしくそのことではないでしょうか。千里の道も一歩からとのごとく、たゆまぬ努力、たゆまぬ政策の積み重ねが将来に結果をもたらすものではないかと私は思っております。

そのほか、もろもろを鑑みて、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。議案第24号平成26年度の一般会計予算に反対の立場から討論を行いたいと思います。

反対の理由といたしましては、ここ1週間の委員会のお話の中で、確かにいろんな施策それから方向性を示されましたが、ただ一つ、今後の自主財源の確保に対する施策または検討してるということがなかったから、私はあえて、一般会計ですけれども反対の立場というのをとらせていただきます。

今回の予算は、私も初めてですけども70億円を超える大きな規模の予算になっています。そして細かく精査すると、必要な財源はもっとあるんですけども、その辺は科目保存1,000円で載っている科目が結構ありました。結果としては、これは補正でもっとふえるでしょう。どのくらいふえるかというのはちょっと予測が付きません。

私は、町長が常々言われているように、ボートに依存しない芦屋町財政を基盤を強化をしてやろうという言葉とは裏腹に、確かにここ一、二年のボートの財源、これを当てにして施策、そういうものは非常に総花的にいいと思いますけども、根本的に我々政治が目指すものは何かということをもう一度立ち返っていただきたいという立場です。

自主財源はどんどんどんどん落ちていきます。自主財源がなかったらどうということが起こるか。32年に過疎債が終わってそしてボート事業がこれからどんどん物すごくもうからないという時期も来るかもしれません。そのときに、きちんとした自主財源がなかったら、福祉も教育も何もできないんです。一般質問でも言いましたけども定住化促進、それから6月の一般質問でもこれからの企業誘致ですとか産業誘致、雇用について話をしますけども、我々の、私議員になって11年なんですけど、10年前を振り返ってください、何が起こったか。2カ町施行組合をやめました、ボートは。このとき我々は断腸の思いで25億円の債権放棄をしました。その次の年には、まだ施設会計大変だからと一般会計から繰り出しもしました。そういう大変な時期でどうしようもない財政が10年前にあったんですよ。だから、従業員の給与も払えない、退職金も払えないから退職債を借りてる。そのときも私、一般会計に初めて反対した、今回2回目です。

そういう財政だったから花火もやめました。これも断腸の思いで。砂像もやめました。いろんなことをカットしてカットしてきたのがたった10年前ですよ。これを思い起こして、確かに今一時的に過疎債のことの有利なことの借り入れがある。そしてなおかつボートも本当に好転した。だからといっても、本当に我々が税で政治をしなきゃいけないんですから、この確保策についてはぜひ考えていただきたい。

正直言って本当になかったんですよ。6月の一般質問でもその辺はきちんと私の案も含めて提案いたしますけども、この辺をぜひ基本に戻っていただきたいということで、この24号議案に反対いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

内海でございます。議案第24号平成26年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成26年度芦屋町一般会計予算は、第5次芦屋町総合振興計画で掲げております「魅力を活かしみんなでつくる元気なあしや」を実現するための予算措置として、まず1点目に、子供・子育て支援策として、小学校6年生までの通院医療費の無料化の充実及び乳幼児期からの一貫した子育てのための健康・こども課の関連予算、2点目に、芦屋町でおくれております観光施策として、芦屋の魅力発信を行うため新しい砂像イベントの再開、3点目に、人口の増加策として、定住化促進としての芦屋町定住化促進奨励金や中古住宅の解体・新築による定住促進助成金の措置の関係予算、また、特に福祉、教育関係予算につきましては、少子高齢化に対応する総合的な重要課題として配慮されており、一定の評価ができます。

今回はこの予算を最少の経費で最大の効果を発揮するよう行政運営を図っていただくよう期待いたしまして、賛成といたします。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。議案第24号平成26年度の一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

1点目の理由といたしましては、本議会において町長の提案理由の説明がありました。その中で、過疎指定の終了を見据えた取り組み、いわゆるモーターボート事業収益から6億円を繰り入れ、これからの福祉と教育日本一を目指すために充当していくというめりはりのある施策を打ち出されたということであります。

私は、行財政改革の名のもとで歳出の削減に目を向けるのは理解できますが、最も重要なことは歳入増対策をいかに考えるかであると私は思っています。その一つがモーターボート事業であり、近年の収益増は執行部の努力の賜物であると、そのおかげで26年度は引き続き6億円もの金額を繰り入れすることができたということは、町民サービスのためにさまざまな政策の実現に貢献できるということであると考えるものであります。

2点目は、定住化促進事業についてです。

人口が減少傾向にある市町村では定住化促進事業に取り組んでいる自治体がふえてきているのを私は委員会等で視察をしてまいりました。芦屋町も定住奨励金制度による取り組みをスタートさせていますが、今年度新たに空き家対策と組み合わせた定住促進助成金制度を導入するとのことであり、町内居住者に対する魅力ある施策であると思いますので、しっかりと取り組んでいくべきだと思います。あわせて、4月から消費税増税がなされますが、このことは事業者に対する一種の経済活動の支援及び税収増に好影響を与えるものと私は考えております。

3点目は、9年ぶりに再開する砂像イベントについてです。

芦屋町のイメージアップと集客力を目指した観光基本構想の実現に向けて徐々に動き出しているようですが、中でも砂像イベントの復活については、私自身が砂浜の美術展イベント開催の1年目からずっとかかわってまいっており、復活を願って

いたものであります。今回、波多野町長が再開を決意されたことを評価しますとともに、砂の量・質からも県内に誇れるイベントになり得るものと考えます。したがって、継続的な開催の第一歩としてしっかり取り組んでほしいと思っています。

以上のことから、当議案に対して賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第15号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第19号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第21号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第28号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第30号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第31号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第32、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第32号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第33、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第33号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第35、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第35号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第36、発議第1号について、委員長報告のとおり原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第1号は原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出が 있습니다。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

なお、可決された意見書は議長から関係機関に送付いたします。

日程第37. 議会改革特別委員会報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第37、議会改革特別委員会報告についてを議題といたします。

本件については、議会改革特別委員会に調査を付託したものであります。このほど、調査が終了し報告書の提出がなされておりますので、委員長に報告を求めます。議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長 小田 武人君

報告第3号、平成26年3月19日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、議会改革特別委員会委員長、小田武人。

議会改革特別委員会調査結果報告書、初めに、本町議会においても、これまで議会運営の活性化、効率化など議会の自己改革に努めてきたが、地方分権の推進に伴い、新たな視点に立った議会改革に臨まなければならない。

議会は住民の代表機関であり、多様な住民意思の反映や議員の専門性向上の必要性を踏まえ、議会の組織運営等のあり方、また議員定数など、地方分権時代において議会としての機能を十分発揮できる議会改革を推進調査する必要があることから、平成23年9月22日に特別委員会を設置した。

本特別委員会は、設置以来、これまでに19回開催して鋭意調査検討を重ねてきた結果、次のとおり決定したもので、会議規則第77条の規定により報告するものである。

特別委員会の概要については記載のとおりでございますので目を通してください。

それから、活動の経過につきましても記載のとおりでございます。

4の調査経過の概要についてでございますが、調査研究を始めるに当たり、議会改革に関する文献等を参考にして、議会活性化のための改革事項について検討を行うこととした。

議会活性化のための改革事項としては検討した結果、全部で281項目もの膨大な数に上り、この全てを調査研究していくには相当の時間と労力を要するため、検討方法として委員会を3つのワーキンググループに分け、それぞれが分担して必要なものとそうでないものを選定する作業を行った。

それぞれのワーキンググループで検討された結果を本委員会において協議し、調

査研究に取り組むべき事項として、追加項目も含めて134項目を決定した。決定した134項目についてはさらにワーキンググループにおいて調査研究を重ね、本委員会で報告・協議を行い、まずは17項目について決定し、その中間報告を行った。

それらの中で具体的方策が決定したもので実行に移せるものは平成24年9月定例会から試行を含めて実行していくこととなった。

その後も未決定事項についての検討を行うため、委員各自による先進地への行政視察やワーキンググループにおいて検討を重ね、本委員会において報告・協議するという形で調査研究を重ね、その結果として主なものを次のように決定したところである。決定項目につきましては5番以降に記載しております。

終わりに当たりまして、本特別委員会での2年半にわたる調査研究の結果、議会報告会や休日・夜間議会の一部を今後も検討すべき課題として残ったものの、議会制度の原点に一度立ち返り検討することで議会本来の姿を再認識することができた。

住民に親しまれ信頼される議会となるために、今後も引き続き議会改革に取り組み、政策形成、執行機関の監視といった議会機能の充実・強化を図るとともに、広報広聴体制の充実を図っていくことが不可欠である。

議会が変われば行政が変わるという自負を持ち、町民と協働し町民の幸せにつながるまちづくりを目指し、町民の負託に全力でこたえることを改めて決意するものである。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告が終わりました。

お諮りします。日程第37、議会改革特別委員会報告について、報告を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。よって、議会改革特別委員会報告について、報告を承認することに決定いたしました。

これで議会改革特別委員会は終了いたします。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第38、同意第1号から日程第44、発委第3号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。書記に議案の朗読を命じます。書記。
〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変お疲れさまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意第1号の副町長の選任同意につきましては、副町長、鶴原洋一氏の任期が平成26年3月31日で満了することに伴い、再度同氏を副町長として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、徳田徹氏の任期満了に伴い、再度同氏を人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。

徳田氏は、3年間人権擁護委員として奉職され、人権問題にも精通されており、人格、見識も申し分なく、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第36号の芦屋町男女共同参画審議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、現在、企画政策課が所掌している男女共同参画の推進に関する事務を生涯学習課に移管するため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

男女共同参画に関する事務については、人権・同和教育の啓発や家庭教育の推進などに関連性が深いため、社会教育の一環として推進していくことが効率的であることから移管するものでございます。

議案第37号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成26年4月1日から新たに健康・こども課を設置することに伴い、学童クラブの業務を生涯学習課から健康・こども課に移管するため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第38、同意第1号及び日程第39、同意第2号については、人事案件でございますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第38、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第39、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

以上で採決は終わります。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第40、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第41、議案第37号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

18ページに第3条第1項中「おく」の漢字を「置く」に改めるというのはわかりませんが、「教育委員会」を「町長」に改めるという趣旨はどういうことなのか、ちょっとわかりませんので、単純な質問かも知れませんが、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、学童クラブ設置条例の一部改正についてご説明いたします。

今、妹川議員からご指摘のありました「教育委員会」を「町長」に改める等につきましては、現在、学童クラブの指導員等の任命について教育委員会が任命すると規定しております。今回、健康・こども課のほうに業務が移管されることに伴いまして、この任命権者が町長にかわりますので、こちらを改めるものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第40、議案第36号については、総務財政常任委員会に審査を付託し、日程第41、議案第37号については、民生文教常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午前11時26分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第40、議案第36号及び日程第41、議案第37号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。報告第4号、総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書。

一つ、議案第36号芦屋町男女共同参画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を満場一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

平成26年3月19日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

以上です。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第5号、民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書。

一つ、議案第37号芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を満場一致により可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成26年3月19日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、小田武人。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第40、議案第36号及び日程第41、議案第37号について、順不同により討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第40、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第41、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決する

ことに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第42、発委第1号から日程第44、発委第3号までの議案については、議会運営委員長より提出されたものであります。

この際、提出者の趣旨説明及び質疑を省略し直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。日程第42、発委第1号から日程第44、発委第3号までの議案について、順不同により討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第42、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第43、発委第2号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第44、発委第3号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

動議を提出いたします。内容につきましては今から配付します。

[動議書配付]

○議員 1番 松上 宏幸君

提案内容を説明申し上げます。

平成26年第1回定例会において、妹川議員が行った一般質問の発言内容について

て、町長から議会運営委員会において審議してほしいとの要望がありました。

しかしながら、妹川議員の発言内容について、事実と異なる部分があるのではないかという声があり、もしそうであれば、これは議会の権威にかかわる問題であり、議会みずからが解決すべき内容であるということから、次のとおり特別委員会を設置して発言内容の真偽の調査を行われるよう求める動議を提出いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ただいま松上議員から特別委員会の設置を求める動議が提出され、賛成者はおりますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

賛成はおりますね。では、特別委員会の設置を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

追加日程第1. 特別委員会の設置を求める動議について

○議長 横尾 武志君

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは、可決することに決定いたしました。

お諮りします。追加日程第1、特別委員会の設置を求める動議について、この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、本案については、7名の委員で構成する一般質問における発言内容の調査特別委員会を設置し、調査することの動議は、可決することに決定いたしました。

では、ここでしばらく休憩いたします。

午前11時54分休憩

.....
午後1時19分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。一般質問における発言内容の調査特別委員会から、閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、これを申し出のとおり再付託することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお後日、特別委員会の調査報告を受け、不穏当部分等があれば会議録を精査の上、処置をいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成26年芦屋町議会第1回定例会を閉会します。長い期間のご審議お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午後1時21分閉会
